

欠格要件チェック表

欠格要件	該当 する	該当 しない
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなってから3年を経過しない者	☐	☐
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	☐	☐
ウ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者	☐	☐
エ 弁護士法（昭和24年法律第205号）、公認会計士法（昭和23年法律第103号）又は税理士法（昭和26年法律第237号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなった者を除く。）	☐	☐
オ 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第3号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの	☐	☐
カ 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの	☐	☐
キ 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第2号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの	☐	☐
ク 宇都宮市議会の議員	☐	☐
ケ 宇都宮市の職員（行政委員会又は附属機関の委員を含む。）	☐	☐
コ 宇都宮市の常勤の職員又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であつた者	☐	☐
サ 宇都宮市の市長、副市長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者	☐	☐
シ 宇都宮市に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人	☐	☐
ス 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する密接関係者	☐	☐

欠格要件の該当の有無について、上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

※ 必ず応募者が自署してください。

住 所 _____

氏 名 _____